

① 保育を必要とする事由を証明する書類（保護者全員分が必要）

事由		必要書類	備考
就労 （内定含む）	雇用型 勤務 ※1	勤務（内定）証明書（様式A）※2 ※国の標準様式（簡易版）も利用可能です	・就労先で証明を受けてください。複数の就労先で勤務する方は、それぞれの就労先で証明を受けてください。 ・育休を取得中の方は、育休期間を記載してもらってください。
	自営		・保護者が代表者の場合、自身で作成してください。
	内職		・業務委託先で証明を受けてください。
妊娠・出産		母子手帳の分娩予定日が分かるページの写し	・母子手帳の表紙は不要です。
疾病・障がい		診断書（様式B）※2 又は 障がい者手帳等の写し	・障がい者手帳の写しは、名前と等級が記載された部分が必要です。
介護・看護	診断書（様式B）※2		・同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合が対象です。
	親子通園証明書（様式G）※2		・週4日かつ1日4時間以上親子通園されている場合が対象です。
求職活動		なし	・勤務を開始することが決定次第、勤務（内定）証明書（様式A）※2を提出してください。
就学		在学証明書と時間割等	・時間割等はタイムスケジュール（様式C）※2 もしくは、自身で作成したものでも構いません。 ※就学見込みの場合は、受験票・カリキュラム・タイムスケジュールの3点で申込可能です（合格後、速やかに合格証を提出するとともに、入学後、速やかに在学証明書を提出してください）。
その他 （災害復旧・高齢等）			・保育幼稚園室に問い合わせてください。

※1 保護者が代表者又は雇用主と3親等以内の親族関係がある場合、以下のとおり利用調整します。

保護者	勤務先等の状況	判定
代表者本人	法人である。	雇用型勤務
	法人ではない（個人事業主等）。	自営業中心者
雇用主との関係が3親等以内	勤務先が法人である。	雇用型勤務
	勤務先が法人ではないが、専門的資格を証明する資料（免許証・資格証等）の提出がある。	自営業中心者
	勤務先が法人ではなく、資料の提出がない。	自営業協力者
業務委託		自営業中心者

※2 様式は吹田市ホームページ、又は16ページの二次元コードよりダウンロードできます。

なお、令和8年8月26日以降の証明日のものでしか受付ができません。

② その他の必要書類（該当する場合に提出が必要）

世帯の状況		提出書類
吹田市 へ転入 予定	市営住宅	市営住宅入居承認書 （抽選における当選通知のみは不可）
	府営住宅	入居資格審査の合格通知、及び入居日が確認できる書類 （抽選における当選通知のみは不可）
	親族宅	親族が利用希望児童、及びその保護者を同居させることに対する同意書 （様式H※1）
	賃貸・売買	住居の賃貸借・売買契約書又は工事請負契約書（以下「住居の契約書等」という）等、住所、契約者及び契約印、引渡日・入居予定日等の確認ができるもの。重要事項説明書は不可。
ひとり 親世帯	離婚成立済・ 未婚・死別等	①児童扶養手当証書（有効期間内のもの） ②ひとり親家庭医療証（有効期間内のもの） ③戸籍謄本（3ヶ月以内に発行された保護者のもの）※2 ④離婚届の受理証明書 <u>上記①～④のうちいずれか一つ</u> 住民票の分離も必要です（同一住所での世帯分離は不可）。
	離婚調停中	離婚調停の事実が分かる書類 住民票の分離も必要です（同一住所での世帯分離は不可）。
	避難中	避難により別居中であることが第三者機関により証明されている公的な書類

※1 様式は、申込児童からみた続柄で記載してください。

※2 戸籍謄本は「全部事項証明書」という様式の書類になります。

③ その他の提出書類（該当する場合、提出がなくても申込可能だが利用調整（●）や、保育料の決定（■）などに影響するもの）

※利用調整における影響については利用調整基準表を参照してください。

○就業状況

就業の状況	影響 内容	提出書類
保護者が自営業中心者で、勤務実態が明らかである場合	●	開業届、営業許可証、業務に関する資格証等
自営業で、居宅内労働のうち危険物を取り扱う職種（大型機械、薬品、火器、刃物等）の場合	●	勤務（内定）証明書（様式A）、危険物取扱者免状等
保護者が吹田市内の認可保育所等に勤務する保育士、保育教諭、看護師である場合	●	保育士証・看護師免許証
保護者が吹田市内の幼稚園・認定こども園に勤務する幼稚園教諭である場合	●	幼稚園教諭免許状
単身赴任先が近畿圏内の場合 （近畿圏外の場合は不要）	●	単身赴任先の住居の契約書等

○世帯の構成

世帯の状況	影響 内容	提出書類
18歳以上65歳未満の親族が同居しているが、保護者に代わって利用希望児童を保育できない場合（世帯分離していても同居している場合は必要）	●	該当者の『保育を必要とする事由を証明する書類』17ページ参照 （保護者と同等の認定要件が必要です。2ページ【認定要件】参照）
同居者に身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持している方がいる場合	●■	該当者の障がい者手帳等
申込児童を利用希望月の前月1日時点で認可外保育施設等（職場内託児所・企業主導型保育事業を含む）に1月あたり64時間以上預けている場合（育児休業を除く）	●	認可外保育施設等在園証明書（様式E）
申込児童と住民登録上、別世帯に生計を一にするきょうだいがおり、多子軽減判定の対象となる場合	■	31ページ『2多子軽減について－①』を確認してください。
申込児童の弟又は妹が療育園等を週4日かつ1日4時間以上利用している場合（31ページ『2多子軽減について－②』参照）	■	親子通園証明書（様式G）

○住民登録

住民登録の状況	影響 内容	提出書類
令和8年1月1日時点で吹田市に住民登録がない ※令和9年8月利用申込まで	●■	転入前の市区町村で発行される令和8年度住民税課税（非課税）証明書（ <u>住民税決定通知書・源泉徴収票は不可</u> ） 又は令和7年1月～令和7年12月の海外での収入を証明するもの （ <u>令和8年1月1日以前から吹田市民の方は提出不要です。</u> ）
令和9年1月1日時点で吹田市に住民登録がない ※令和9年9月利用申込から	●■	転入前の市区町村で発行される令和9年度住民税課税（非課税）証明書（ <u>住民税決定通知書・源泉徴収票は不可</u> ） 又は令和8年1月～令和8年12月の海外での収入を証明するもの （ <u>令和9年1月1日以前から吹田市民の方は提出不要です。</u> ）
転所希望日前月末までに市内転居予定で、転居先が在園施設から直線距離で2km以上離れている場合	●	転居予定先の住居の契約書等住所、契約者及び契約印、引渡日・入居予定日等の確認ができるもの。 ※重要事項説明書は不可